

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月27日京都市条例 95号）（教育委員会事務局総務部総務課）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行により地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び教育公務員特例法の一部が改正されることに伴い、京都市教育委員会教育長の給与等に関する条例ほか9条例について、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関し必要な事項を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 95 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(京都市教育委員会教育長の給与等に関する条例の全部改正)

第1条 京都市教育委員会教育長の給与等に関する条例の全部を次のように改正する。

京都市教育長の勤務条件等に関する条例

- 1 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるもののほか、一般職に属する常勤の職員の例による。
- 2 教育長の職務に専念する義務の免除については、一般職に属する常勤の職員の例による。
- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(京都市職員給与条例の一部改正)

第2条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「かかわらず、」の右に「教育長及び」を加える。

(京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長及び」を削る。

(京都市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第4条 京都市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号を削り、同項第5号中「(教育委員会委員長を除く。)」を削り、同号を同項第4号とし、同項第6号から同項第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を削る。

第5条各号列記以外の部分中「つど」を「都度」に改め、同条第1号中「第14号」を「第13号」に改める。

(京都市職員定数条例の一部改正)

第5条 京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長、」を削る。

(京都市旅費条例の一部改正)

第6条 京都市旅費条例の一部を次のように改正する。

第1条中「, 教育長」を削る。

別表備考中「公営企業」を「教育長及び公営企業」に改める。

(京都市防災会議条例の一部改正)

第7条 京都市防災会議条例の一部を次のように改正する。

第3条第5項第6号中「京都市教育委員会教育長」を「京都市教育長」に改める。

(京都市特別職職員退職手当支給条例の一部改正)

第8条 京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第1条中「副市長」の右に「, 教育長」を加える。

第3条第1項中第4号を第5号とし, 第3号を第4号とし, 第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長 100分の32

(京都市教育委員会の委員の定数に関する条例の一部改正)

第9条 京都市教育委員会の委員の定数に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

附則第2項を削り, 附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(京都市職員の倫理の保持に関する条例の一部改正)

第10条 京都市職員の倫理の保持に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「属する地方公務員」の右に「及び教育長」を加える。

附 則

この条例は, 平成27年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)